

東南院文書の高精細デジタル画像の利用に関する覚書

東京大学史料編纂所（以下、甲とする。）と、宮内庁正倉院事務所（以下、乙とする。）は、甲が下記の科学研究費補助金（注）による研究の一環として、乙の管理する東南院文書を撮影した高精細デジタル画像の利用について、本覚書の通りに取り決める。

（注）平成 19 年度～平成 23 年度独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（学術創成研究費）
「目録学の構築と古典学の再生－天皇家・公家文庫の実態復原と伝統的知識体系の解明－」
(研究代表者：史料編纂所教授 田島 公)

第 1 条 甲は、甲が撮影した東南院文書デジタル画像を乙に譲渡し、同画像に関するすべての権利は乙に帰属するものとする。

第 2 条 乙は、上記の東南院文書デジタル画像の複製物一式を甲が所持することを認める。
甲は、その複製物について責任をもって管理し、甲の研究・教育事業に利用する。甲は、
その複製物の外部公開を閲覧室での閲覧に限定し、第三者に対して画像を再複製・頒布・
掲載することを認めず、そのために必要な措置をとる。

2 乙は、前項に基づく利用に際して、その画像の撮影が甲による上記研究の成果である
と明示することを認める。

第 3 条 本覚書に定めのない事項に関しては、別途協議の上、これを定める。

第 4 条 本覚書は、甲と乙の代表者の署名日を以て効力を発し、相互の同意により改正・
廃棄できるものとする。

以上、合意の証として、本覚書を 2 通作成し、甲・乙記名捺印の上、各自 1 通を保有す
る。

平成 26 年 6 月 20 日

東京大学史料編纂所
所長

久留島典子



平成 26 年 6 月 20 日

宮内庁正倉院事務所長
所長

木本 一樹

